

第 1 種身体障がい者・介護者及び第 1 種知的障がい者・介護者用特別割引 I C カード取扱規程

平成 2 8 年 3 月 1 6 日 制定
平成 2 9 年 4 月 1 日 改定
2 0 1 9 年 9 月 1 日 改定

(目的)

第 1 条 この規程は I C カード取扱規則に規定された I C カードのうち、「第 1 種身体障がい者・介護者及び第 1 種知的障がい者・介護者用特別割引 I C カード」(以下「特別割引用 I C カード」)により当社を利用される場合の必要な事項を定めたものです。

(適用範囲)

第 2 条 特別割引用 I C カードの取り扱いについては、I C カード取扱規則のほか、この規程によるものとします。

2 この規程が変更された場合、以後の特別割引用 I C カードによる旅客の取り扱い等については、変更された規程の定めるところによります。

3 この規程に定められていない事項については、旅客営業規則(以下「規則」といいます)および別に定めるものによります。

(注) 別に定めるものとは次のものをいいます。

(1) 法令によるもの

ア. 鉄道営業法

イ. 鉄道運輸規程

(2) 当社が定めるもののうちで主なもの

ア. 旅客営業規則同取扱細則

イ. 旅客営業規則関連諸規程類

(3) 特別割引用 I C カードに関して発行者である株式会社スルッと K A N S A I が定めるもの

第 1 種身体障がい者・介護者、及び第 1 種知的障がい者・介護者用特別割引 I C カード利用約款

(用語の意義)

第3条 この規程における主な用語の意義は、I C カード取扱規則の定めるところによるほか、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「本人用カード」とは、第1種身体障害者（以下「身体障害者」といいます）または第1種知的障害者（以下「知的障害者」といいます）が使用可能な特別割引用 I C カードをいいます。
- (2) 「介護者用カード」とは、身体障害者および知的障害者が本人用カードで乗車する際、介護者として同行する旅客のみが使用可能な特別割引用 I C カードをいいます。

(介護者用カードの記名人)

第4条 介護者用カードの記名人とは、氏名記載本人とします。

(使用資格)

第5条 本人用カードは、身体障害者または知的障害者が使用することができます。

- 2 介護者用カードは、I C カード取扱規則第20条第1項にかかわらず、係員が介護能力があると認められる者が、記名人本人に同行する場合にのみ使用することができます。

(規程等の変更)

第6条 この規程およびこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

(使用方法)

第7条 身体障害者または知的障害者は、本人用カードを用いて乗車するときは、介護者を同行させ、改札機による改札を受けて入場し、改札機による改札を受けて出場しなければなりません。

- 2 前項の介護者は、必ず身体障害者または知的障害者本人の介護者用カードで乗車しなければなりません。
- 3 身体障害者または知的障害者が特に事情があると当社係員が認めたときは、2人の介護者をつけることができます。この場合、介護者用カードを使用しない介護者は、券売機等により割引普通乗車券を購入し、同乗車券で同行することができます。

- 4 身体障害者および知的障害者が、本人用カード以外の乗車券を用いて乗車するときは、介護者は介護者用カードを使用することはできません。

(運賃の適用)

第 8 条 前条に規定する使用方法により、特別割引用 I C カードを使用する場合、出場時に特別割引用 I C カードに対して、普通旅客運賃を 5 割引した額を収受します。

(身体障害者手帳および療育手帳の携帯)

第 9 条 身体障害者または知的障害者は、特別割引用 I C カードを使用する場合、身体障害者手帳または療育手帳を携帯して、係員の請求があった場合は、いつでも呈示しなければなりません。

(前回使用時の着駅情報がない特別割引用 I C カード)

第 10 条 身体障害者、知的障害者またはその介護者から運賃または不足額を現金で収受する場合で、不正乗車とならない場合は、第 8 条の規定による。ただし、身体障害者手帳または療育手帳の呈示がない場合は、第 8 条の運賃は適用しない。

(無効となる場合)

第 11 条 I C カード取扱規則第 24 条のほか、次の各号の 1 に該当する場合には、I C カードを無効として回収します。

- (1) 本人用カードを介護者用カードと同時かつ同区間以外で使用した場合
- (2) 介護者用カードを本人用カードと同時かつ同区間以外で使用した場合

2 I C カード取扱規則第 24 条または前項により本人用カードを無効として回収した場合、本人の介護者用カードを回収します。また、介護者用カードを無効として回収した場合、記名人の本人用カードを無効として回収します。

(使用停止)

第 12 条 I C カード取扱規則第 24 条または前条に該当する事実が判明した場合は、特別割引用 I C カードを使用停止することが

あります。

- 2 前項の規定による使用停止に際し、身体障害者および知的障害者に対し、特別割引用 I Cカード発行事業者から情報を得て、告知をする場合があります。
- 3 第1項の規定による使用停止に対して、当社はその責を負いません。

(免責事項)

第13条 I Cカード取扱規則第8条または前2条により、特別割引用 I Cカードが使用できず、第8条に規定する運賃の割引が適用されない場合でも、当社はその責を負いません。

附 則

- 1 経済情勢等の外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、本規則の内容について変更することがあります。
- 2 前項による変更に際しては、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知します。